

富士市議会議長 米山享範 様

ふじ21 小池智明

富士市議会基本条例第9条第3号の規定に基づき、以下の文書質問を提出しますので、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

## 土地の埋立て等について条例による許可を受けた事業地の扱いについて

富士市では、全国的にも時期が早い平成22年10月に、土砂等による土地の埋め立て、盛土等について必要な規制を行うことにより、災害の防止及び環境の保全を図り、もって市民の生命、身体及び財産の安全並びに良好な生活環境を確保することを目的に「富士市土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例」（以下、「条例」）を制定し、適正な土地の埋立て等を誘導してきた。

3年ほど前から大渚での違法盛土問題が議会で取り上げられ、昨年には大規模な違法事業者が逮捕された。さらには本年7月に発生した熱海市での土石流災害を契機として、違法盛土の危険性が全国的に注目されるようになっている。

しかし一方で、条例に基づく土地の埋め立て等の許可を受けた事業地の中にも、平成20年代の早い時期から施行期間の延長（更新）を繰り返し、見るからに危険な勾配・高さで土砂を埋め立て、施行中ということで、いまだ完了には至っていない現場も多い。

景気の動向等により、掘削する土砂量、受け入れる土砂量が見通せない等の理由で施行期間の延長は仕方がない面はあるものの、同一の事業者が10年以上にわたり完了できない現場を持ちながら、新規の埋め立て現場を切り開いていく現状は、条例の目的・趣旨にそぐわないと考える。

こうした中、以下質問する。

- 1 条例第9条に基づき土地の埋立て等を許可した事業地（許可地）の内、許可地の全件数及び事業完了済み、施行中の件数の内訳はいかがか
- 2 事業完了済み、施行中の事業地の土地の埋立て等の目的（条例第9条 2-（2））で書かれている完了後の土地利用区分（山林、畑、太陽光発電施設等）と件数の内訳はいかがか
- 3 上記1の施行中の許可地の内、
  - (1) 土地の埋立て等の施行期間が、許可の期間を経過してしまっている許可地はないか、またある場合はどのような指導を行っているのか
  - (2) 土地の埋立て等の施行期間の延長（更新）を届け出ている許可地の件数はいかがか、また届け出を受理する場合の市の考え方、基準はどう持っているのか

(3) 土地の埋立て等の施行期間を延長（更新）し、事業完了していない現場を持つ事業者に対しては、

①事業完了していない現場については、早期に完了するよう指導する

②事業完了していない現場がある間は、新規のヶ所の許可は認めない

③②の場合において、特例的に新規の許可を認める場合は、その要件を明示公表する

ことを基本とすべきと考えるがいかがか